



一般社団法人

資産運用業協会

Investment Management Association of Japan

資産運用で未来をひらく



IMAJ

資産運用業協会

2026年4月、投資信託協会と日本投資顧問業協会が統合し、新たに資産運用業協会として生まれ変わりました。

資産運用業協会は、資産運用立国の実現に貢献していくため、資産運用会社の社会的使命である「国民の安定的な資産形成」・「より良い暮らしと持続可能な社会実現への貢献」、それを果たすための「目指すべき姿」を実現すべく、資産運用業の改革と高度化に向けた取り組みをすすめてまいります。

～ わたしたちは皆さまとともに、資産と社会の未来を創ります ～
“投資は未来を創るもの、*Invest for a Brighter Future*”

協会の概要

国民の安定的な資産形成、より良い暮らしと持続可能な社会の実現に向けて、資産運用会社が果たすべき役割は、かつてないほど重要性を増しています。

このような社会的要請を受け、2026年4月1日、日本投資顧問業協会と投資信託協会は統合し、「一般社団法人 資産運用業協会」が発足しました。

「一般社団法人 資産運用業協会」は、金融商品取引法第78条に基づき、内閣総理大臣より認定を受けた「認定金融商品取引業協会」として、投資者保護と投資者利便の両立を目的とした自主規制整備等の役割に加え、資産運用業の改革・高度化と健全な発展に向けた取組を強力に推進することを目的としています。

資産運用業協会の会員は、投資運用業及び投資助言・代理業を営む正会員と、資産運用業に関連する業務を営む賛助会員で構成されており、正会員数は941社、賛助会員は23社、また、投資運用業を行う正会員の運用資産は約1,100兆円となっています（2026年4月現在）。

資産運用業とは

資産運用業は、大きく「投資運用業」と「投資助言・代理業」に分けられます。

これらの業務を行うには、金融商品取引法の規定により、内閣総理大臣の登録を受けなければ行うことはできません（登録業者には〇〇財務局長（金商）第××××号といった登録番号が付与されます）。

1.投資運用業

投資運用業には、投資信託委託業と投資法人資産運用業、投資一任業務が含まれます。

①投資信託委託業…金融商品である「投資信託」を設定し、投資家からお預かりした資産を運用する業務です。

投資信託委託業を行う会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」では投資信託委託会社と記載されていますが、「委託会社」、「運用会社」とも呼ばれます。

②投資法人資産運用業…投資法人が集めた資金を運用する業務です。

投資法人は、法律によって直接、運用などの実際の業務を行うことが禁止されているため、資産の運用や保管等の業務は投資法人から委託された専門家が行っています。

③投資一任業等…投資者と投資運用業者が投資一任契約を締結して、投資運用業者が金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて投資者の財産を有価証券等に対する投資により運用する業務です。

投資一任契約による運用は、年金基金やラップ口座、不動産の私募ファンド等の運用において広く利用されています。

2.投資助言・代理業

投資助言・代理業には、次の2つの種類があります。

①投資助言業

顧客である投資者に対して投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、投資者から報酬を得て、投資者のために助言を行う業務です。最終的な投資判断は投資者自身が行います。

②代理・媒介業

投資運用業者または投資助言・代理業者から投資一任契約または投資顧問（助言）契約の締結に関する業務を委託された業者が、投資者との契約締結の代理・媒介を行う業務です。

協会の事業

資産運用業界の信頼性向上と市場の健全な成長を支えるため、本協会では自主規制ルールの策定や関係官庁への建議要望、人材育成などの様々な事業に取り組んでいます。

1. 自主規制業務

- ①投資信託及び投資法人（以下、投資信託等）の運用・計理・評価・開示等に関する自主規制ルール
- ②投資運用業および投資助言・代理業に関する自主規制ルールを制定し、投資者の保護に努めています。

2. 会員調査等

正会員に対し、法令・諸規則等の遵守状況や管理態勢等の調査、指導、勧告等を行っています。

3. 監督官庁等に対する建議・要望等

投資信託等や投資運用業及び投資助言・代理業（以下、資産運用業）の健全な発展に資するよう、関係法令・税制等について、監督官庁等に対し意見表明及び折衝等を行っています。

4. 広報活動

投資者等に対し、投資信託等や資産運用業についての理解促進、醸成につながる広報活動を行っています。

5. 会員の知見向上と業界人材の育成

正会員の知見向上を目的として、関係当局者や専門家などを講師に招いて各種業務研修を実施しています。

また、資産運用についての啓蒙活動推進および将来の資産運用業界を担う人材の育成のため、大学において寄附講座を開設しています。

6. 情報提供業務

投資信託等に関する統計や投資一任業務等を行う正会員の契約資産残高等を取りまとめ、ホームページ等で公表しています。

また、NISA対象商品のリスト公表や投資信託商品に係る検索ライブラリーの運営、投資信託評価会社等に対する基礎データの提供等を行っています。

7. 調査広報業務

投資信託等や資産形成に関する内外調査研究の発展に資するよう、各種調査やモニタリング指標の公開、大学及び研究機関等への協力を行っています。

8. 資産運用業界の発展に向けた取組

投資先企業との建設的な対話を通じて中長期的な企業価値の向上等に積極的に貢献するとともに、スチュワードシップ活動におけるベストプラクティス等を会員と共有し、関係省庁等における議論に貢献していくことを目的として「スチュワードシップ研究会」を2018年1月から開催し、様々な議論を行っています。

9. 国際関係業務

世界各国の投資信託協会が参加するIIFA（The International Investment Funds Association）の会議等に参加するとともに、各国協会等と情報連携、データ交換等を行っています。

また、証券監督者国際機構（IOSCO）等が公表する各種の提言等に対し意見表明を行っています。

10. 苦情相談業務

投資信託等に関する投資者からの相談、苦情への対応及び紛争解決のあっせん業務を行っています。また当該業務については、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）にも業務委託しています。

11. 認定個人情報保護団体としての業務

「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体として、正会員が取扱う個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、個人情報に関する苦情相談等の対応を行っています。

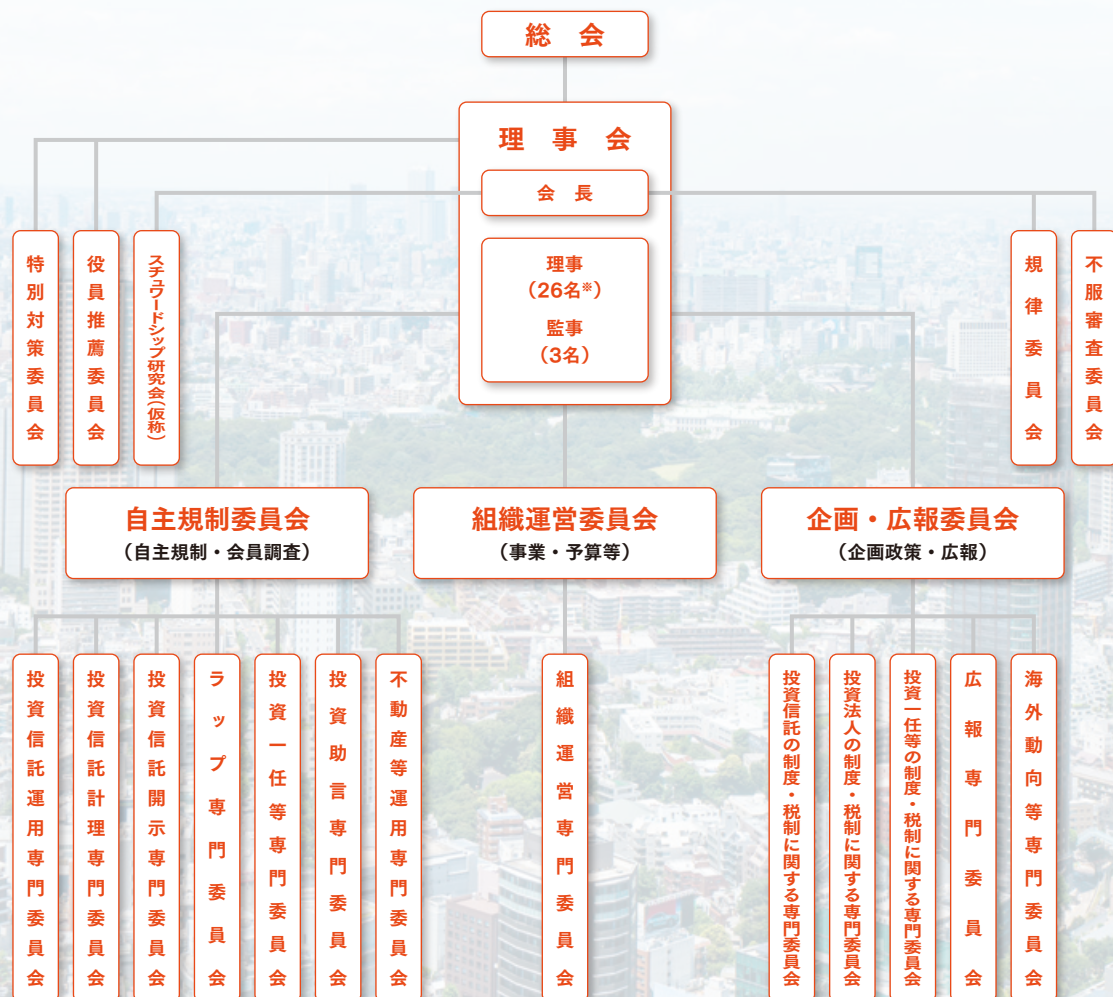
協会の機構

協会は、①最高意思決定機関である**総会**、②業務執行機関である**理事会**、③三つの**常設委員会**とその下部組織である**専門委員会**から構成されています。その他、自主規制機関としての対応の為に規律委員会や不服審査委員会を設置しています。

常設委員会の業務内容

- ①企画広報委員会…業界戦略としての政策提言及び広報活動などを検討します。
- ②組織運営委員会…協会の事業全般及び事業予算について検討します。
- ③自主規制委員会…各種自主規制ルールなどを検討します。

協会組織図



(※) 理事の人数には、会長を含む。

2026年度協会役員一覧

2026年4月1日現在

会長(常)

菱田 賀夫

副会長(非)

小池 広靖	野村アセットマネジメント株式会社	取締役会長
大関 洋	ニッセイアセットマネジメント株式会社	代表取締役社長

副会長専務理事(常)

伊野 彰洋 (元、関東財務局長)

理事(非)

東 眞之	楽天投信投資顧問株式会社	代表取締役社長
伊井 哲朗	コモンズ投信株式会社	代表取締役社長
荻原 亘	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	代表取締役社長兼CEO
川上 豊	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	取締役社長
キース・トゥルーラブ	UBSアセット・マネジメント株式会社	代表取締役社長
國澤 太作	PGIMジャパン株式会社	代表取締役社長
小林 隆宏	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
阪口 和子	アライアンス・バーンスタイン株式会社	代表取締役社長
佐野 径	大和アセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
杉瀬 一樹	東京建物不動産投資顧問株式会社	代表取締役社長
杉原 規之	アセットマネジメントOne株式会社	代表取締役社長
都志見 武彦	大和証券株式会社	常務執行役員
西山 明宏	りそなアセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
橋本 幸子	ブラックロック・ジャパン株式会社	代表取締役社長
藤村 哲也	ライジングブル投資顧問株式会社	代表取締役
山下 大輔	日本ビルファンドマネジメント株式会社	代表取締役社長
伊倉 健之	一般社団法人不動産証券化協会	専務理事
磯本 直樹	株式会社東京証券取引所	執行役員
大江 加代	株式会社オフィス・リベルタス	代表取締役
河村 賢治	立教大学	法学部教授
岳野 万里夫	日本証券業協会(元、証券取引等監視委員会事務局長)	副会長
和田 雅樹	弁護士(元、広島高等検察庁検事長)	

監事(非)

塩川 克史	SBI岡三アセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
山口 力	SOMPOアセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
奥山 弘幸	公認会計士	

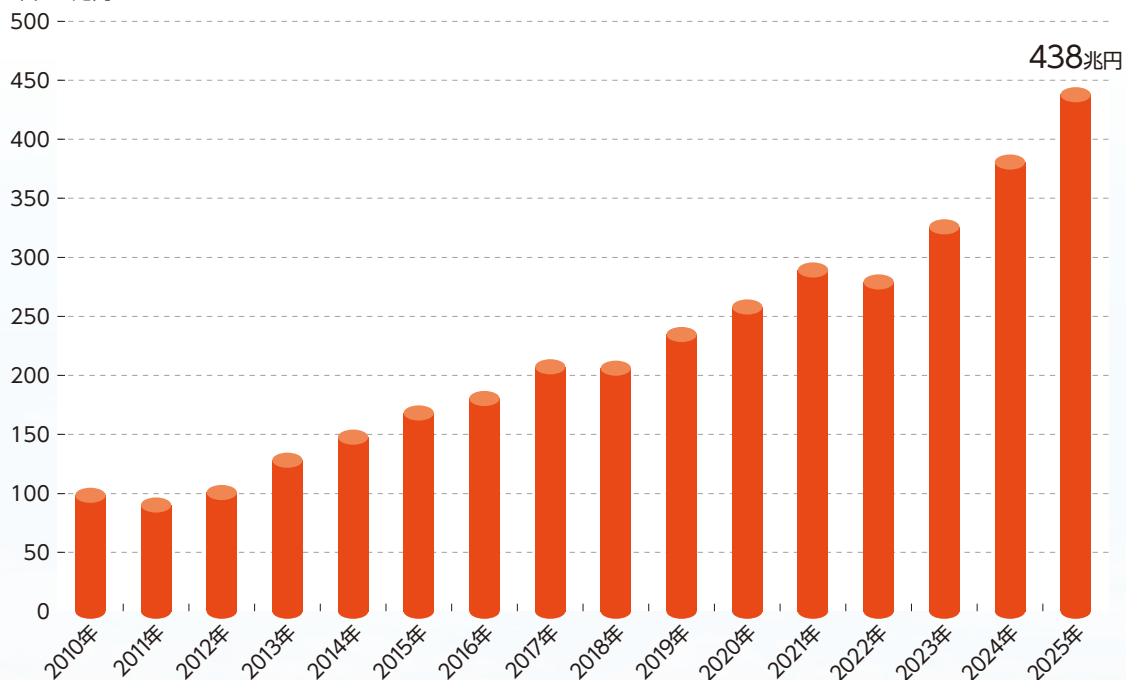
協会のあゆみ

時期	(旧)日本投資顧問業協会	(旧)投資信託協会	業界トピックス (関連法・政策等)
1951年 6月			「証券投資信託法」施行
1957年 7月		民法第34条に基づく社団法人として「社団法人 証券投資信託協会」設立	
1967年 8月		証券投資信託法に基づく協会となる	
1986年11月			「有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律」施行
1987年10月	「社団法人 日本証券投資顧問業協会」設立		
1998年12月			「金融システム改革法」施行 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に改正
2000年11月		法改正により「社団法人 投資信託協会」に名称変更	「投資信託及び投資法人に関する法律」に改正 投資信託・投資法人の投資対象に不動産が追加
2001年 4月			「金融商品の販売等に関する法律(金融商品販売法)」施行
2003年 5月			信託銀行の投資一任業務併営解禁
2004年 4月			証券会社の投資一任業務併営解禁 ラップ口座の提供開始
2005年 7月	個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体として認定		
9月	大学寄附講座を共同開設し、以降継続運営(2022年より投資顧問業協会の単独運営)		
2007年 9月	金融商品取引法施行により、金融商品取引法第78条の規定に基づく認定金融商品取引業協会となる		金融商品取引法施行
2010年 4月			金融ADR制度施行
2012年 7月	公益法人制度改革に伴い一般社団法人に移行、「一般社団法人 日本投資顧問業協会」に名称変更	公益法人制度改革に伴い一般社団法人に移行	
2014年 2月			日本版ステュワードシップ・コードの策定
2015年 6月			コーポレートガバナンス・コードの策定
2018年 1月	第1回ステュワードシップ研究会開催(以降、毎年度開催)		
2020年11月	「資産運用業宣言2020」を公表、資産運用業フォーラムの開催		
2021年11月			「金融サービスの提供に関する法律」施行(金融商品販売法からの改正)
2023年 2月	第1回資産運用業大会を開催(以降、毎年度開催)		
12月			資産運用立国実現プランの発表
2024年 2月			「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」施行(「金融サービスの提供に関する法律」の改正)
2025年 6月	定時総会において両協会の合併契約を承認		
2026年 4月	両協会が統合し、「一般社団法人 資産運用業協会」発足		

統計グラフで見る資産運用業

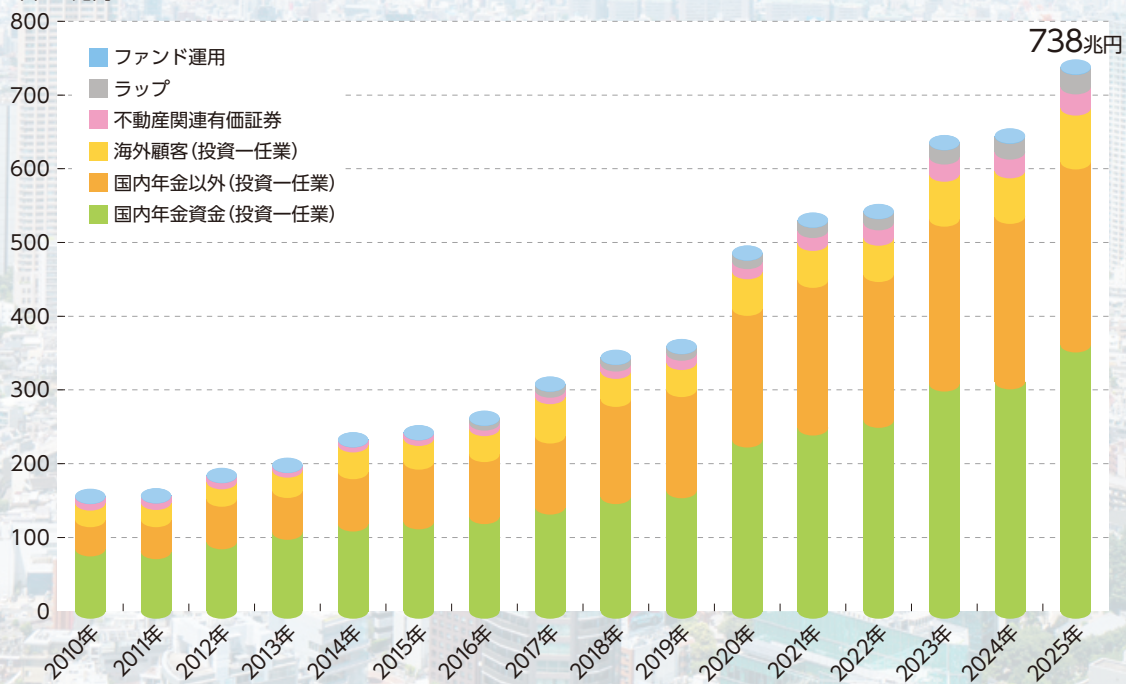
投資信託の純資産額

単位：兆円



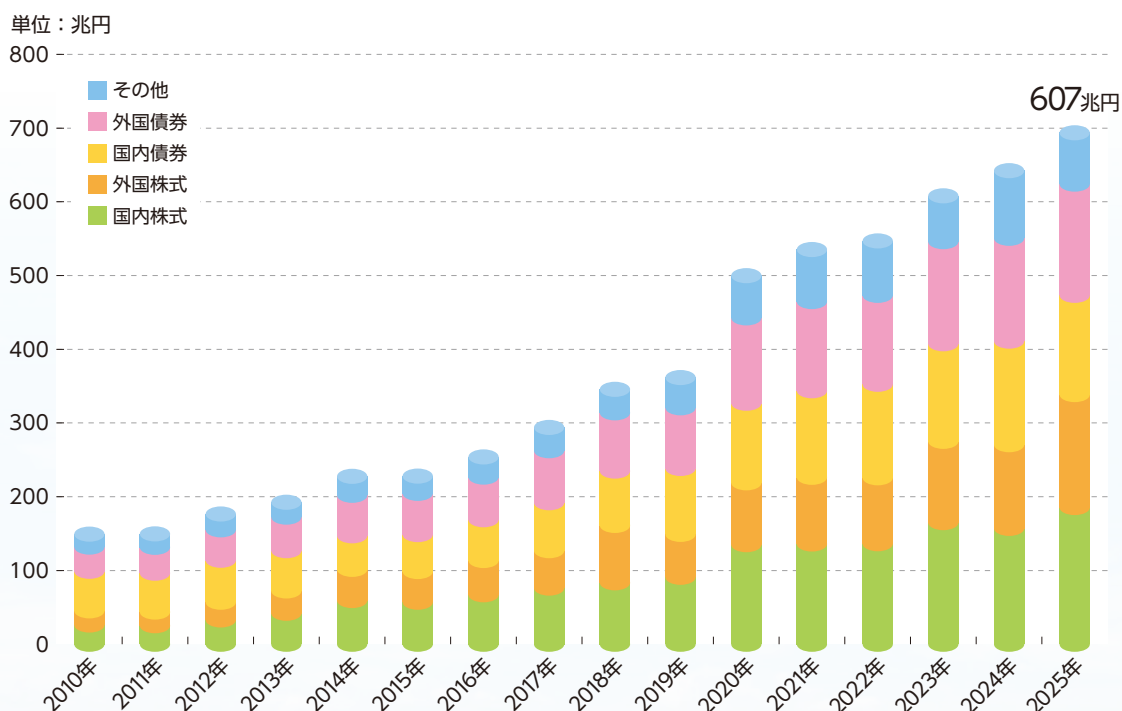
投資一任業の契約資産残高

単位：兆円

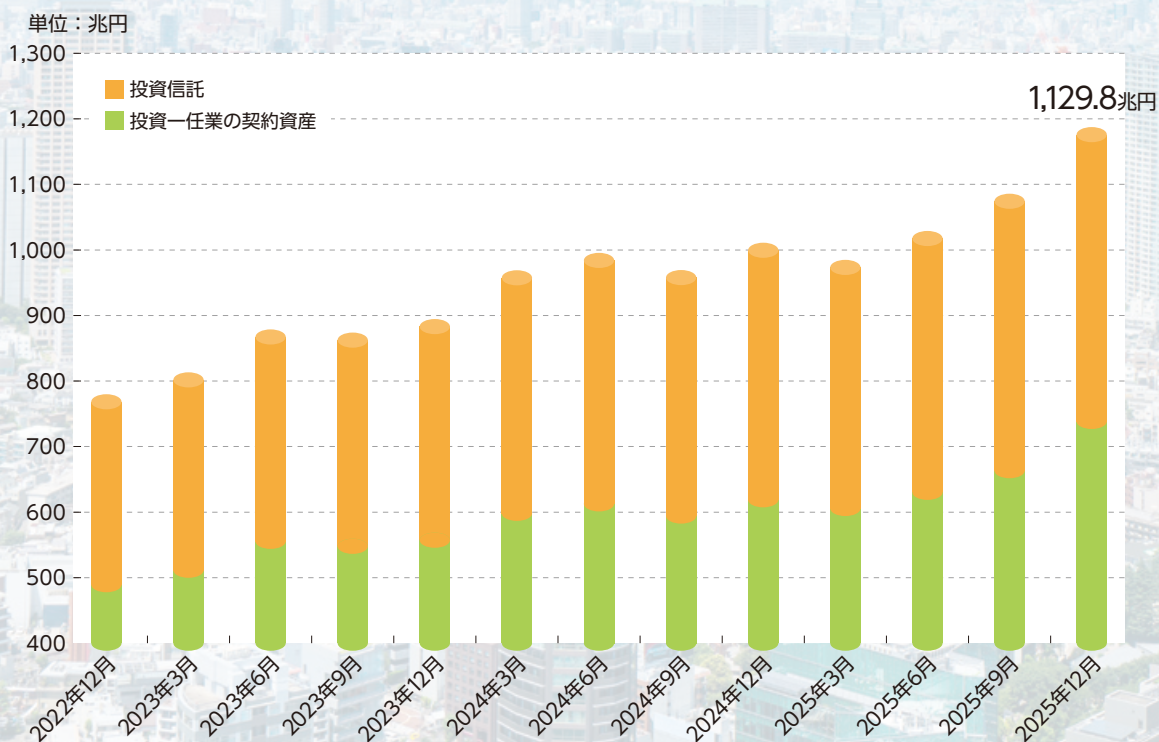


統計グラフで見る資産運用業

投資一任業の投資資産別残高



我が国投資運用会社の運用資産（推計）



資産運用業宣言 2020

～ わたしたちは皆さまとともに、資産と社会の未来を創ります ～
“投資は未来を創るもの、*Invest for a Brighter Future*”

【社会的使命】

資産運用会社の使命は、皆さまの安定的な資産形成に向けて最善を尽くすと共に、そのための投資活動を通じて社会課題の解決を図り、皆さまの豊かな暮らしと持続可能な社会の実現に貢献することです。

【目指すべき姿】

《専門性と創造性の追求》

最良の運用成果と付加価値の高いサービスを提供するために、皆さまから大切な資産の運用を託されていることを役職員ひとり一人がしっかりと自覚し、その責任と誇りを持ち、常に高い専門性と多様な創造性を追求します。

《顧客利益の最優先》

皆さまの資産の長期的利益を最優先することは、運用を託される我々資産運用業の拠って立つところであり、その徹底のために様々な取り組みを常に追い求め、皆さまからのご期待にお応えします。

《責任ある投資活動》

専門的な調査活動や投資先の企業などとの積極的な対話といった責任ある投資活動を通じ、運用資産の価値向上を図り、豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

《信認の獲得》

運用哲学をはじめ自らの強みを明らかにし、切磋琢磨しながら、運用力や提供する商品・サービスの更なる向上を図ることで、今まで以上に皆さまにご信認いただき、多くの資産の運用を託されることを目指します。

※資産運用業宣言2020は、資産運用会社の社会的使命と目指すべき姿を表明するため、旧投資信託協会と旧日本投資顧問業協会の会員各社の総意として、2020年の「資産運用業フォーラム」にて採択されました。



兜町オフィス

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町2-1 (東京証券取引所ビル 6階)

03-6821-8732 (代表)

茅場町オフィス

〒103-0026

東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 (東京証券会館7階)

03-6821-8731 (代表)



一般社団法人
資産運用業協会
Investment Management Association of Japan

<https://www.imaj.or.jp/>